

松江市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第5第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施について、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び松江市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年松江市告示第434号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、松江市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者に関し必要な事項を定めるものとする。

(第1号事業に要する費用の額)

第2条 第1号事業（法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表第1及び別表第2の規定により算定した単位数を合計したものに次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める額を乗じて得た額とする。

- (1) 訪問サービス及び訪問型サービスA 10円に厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。次号において「単価告示」という。）に定める松江市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額
- (2) 通所サービス及び通所型サービスA 10円に単価告示に定める松江市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額

2 前項の規定により第1号事業に要する費用額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(第1号事業支給費の支給)

第3条 市長は、要綱第6条第1項各号に掲げる者が、第1号事業を利用したときは、第1号事業支給費として、前条に定める費用の額の100分の90（当該第1号事業を利用する者が法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者である場合にあっては100分の80、同条第2項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者である場合にあっては100分の70）に相当する額を支給するものとする。

(支給限度額)

第4条 事業対象者（要綱第6条第1項第2号に規定する「事業対象者」をいう。以下同じ。）に対して前条の規定により支給される額の合計は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号。）第2号に定める要支援1の介護予防サービス費等区分支給限度基準額の100分の90（当該事業対象者が法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者である場合にあっては100分の80、同条第2項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者である場合にあっては100分の70）に相当する額を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、総合事業対象者における一時的な区分支給限度額変更申請書（様式第1号）による申請があり、かつ、事業対象者が退院直後である等の理由により、集中的

にサービスを利用することが当該事業対象者の自立支援につながると市長が認める場合には、前項中「要支援1」とあるのは「要支援2」とする。

(第1号事業支給費の額の特例)

第5条 災害その他特別な事情により、第1号事業に必要な費用を負担することが困難であると市長が認めた者事業対象者が受ける第1号事業支給費については、市長が別に定める。

(指定事業者の指定の実施等)

第6条 訪問サービス、通所サービス、訪問型サービスA及び通所型サービスAを実施する事業者の指定については、市長が別に定める。

附 則 (平成28年松江市告示第435号)

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この要綱の施行日前においても、介護予防・日常生活支援総合事業に関し必要な手続きを行うことができる。

附 則 (平成29年松江市告示第32号)

この告示は、平成29年3月7日から施行する。

附 則 (平成30年松江市告示第250号)

この告示は、平成30年5月9日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年松江市告示第326号)

この告示は、平成30年8月1日から施行する。

附 則 (平成30年松江市告示第411号)

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (令和元年松江市告示第129号)

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年松江市告示第136号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年松江市告示第289号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の別表第1の1の(1)から(6)まで、同表2の(1)から(3)まで、別表第2の1の(1)から(4)まで並びに同表2の(1)及び(2)に規定する所定単位数については、令和3年9月30日までの間は、それらの規定にかかわらず、その1,000分の1,001に相当する単位数を算定する。

附 則 (令和4年松江市告示第122号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年松江市告示第477号）

この告示は、令和4年10月1日から施行する。

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（業務継続計画未策定減算に係る経過措置）

2 この告示による改正後の別表第1の1の(1)から(3)まで、同表2の(1)から(3)まで、別表第2の1の(1)及び(2)まで並びに同表2の(1)及び(2)に規定する所定単位数については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

（同一建物減算に係る適用期間）

3 この告示による別表1注4のただし書き以降の適用は、この告示による改正後の別表第1の1の(1)から(3)まで、同表2の(1)から(3)まで、別表第2の1の(1)及び(2)まで並びに同表2の(1)及び(2)に規定する所定単位数について、令和6年11月1日からのサービス提供分からとする。

附 則（令和6年松江市告示第345号）

この告示は、令和6年6月1日から施行する。

附 則（令和8年松江市告示第234号）

この告示は、令和8年6月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

1 訪問サービス費

- (1) 訪問サービス費(Ⅰ) 1,176 単位（1月につき）
- (2) 訪問サービス費(Ⅱ) 2,349 単位（1月につき）
- (3) 訪問サービス費(Ⅲ) 3,727 単位（1月につき）

注1 利用者に対して、訪問事業所（松江市介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業訪問サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成28年松江市告示第438号。以下「訪問基準要綱」という。）第5条第1項に規定する訪問事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、訪問サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

ア 訪問サービス費(Ⅰ) 介護予防サービス計画(法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、省令第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)又は介護予防ケアマネジメントにより週1回程度の訪問サービスが必要とされた者

イ 訪問サービス費(Ⅱ) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週2回程度の訪問サービスが必要とされた者

ウ 訪問サービス費(Ⅲ) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントによりイに掲げる回数の程度を超える訪問サービスが必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「要介護基準省令」という。）第2条第1項第2号に掲げる区分である者又は退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながる場合等利用者の状態により、市長が必要と認める者に限る。）

注2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注4 訪問事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは訪問事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（訪問事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は訪問事業所における1月当たりの利用者が同一建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、訪問事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、訪問サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する訪問サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（訪問事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、訪問サービスを行った場合は、1回につき所定単位数

の 100 分の 88 に相当する単位数を算定する。

注 5 厚生労働大臣が定める地域（平成 24 年厚生労働省告示第 120 号。以下「地域告示」という。）に規定する地域に所在する訪問事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が訪問サービスを行った場合は、特別地域加算として、1 月につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注 6 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成 21 年厚生労働省告示第 83 号。以下「中山間地域告示」という。）第 1 号に規定する地域に所在し、かつ、1 月当たり実利用者数が 5 人以下の訪問事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が訪問サービスを行った場合は、1 月につき所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注 7 訪問事業所の訪問介護員等が、中山間地域告示第 2 号に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（訪問基準要綱第 9 条に規定する通常の事業の実施地域をいう。以下この表において同じ。）を越えて、訪問サービスを行った場合は、1 月につき所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注 8 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問サービス費は、算定しない。

注 9 利用者が一の訪問事業所において訪問サービスを受けている間は、当該訪問事業所以外の訪問事業所が訪問サービスを行った場合に、訪問サービス費は、算定しない。

注 10 利用者が一の訪問事業所において訪問サービスを受けている間は、訪問 A 事業所（松江市介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号訪問事業訪問型サービス A の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成 28 年松江市告示第 440 号。以下「訪問 A 基準要綱」という。）第 5 条第 1 項に規定する訪問 A 事業所をいう。以下同じ。）が訪問型サービス A を行った場合に、訪問型サービス A 費は、算定しない。

(4) 初回加算 200 単位

注 訪問事業所において、新規に訪問個別サービス計画（訪問基準要綱第 23 条第 1 項に規定する個別サービス計画をいう。以下同じ。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者（訪問 A 基準要綱第 5 条第 2 項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）が初回若しくは初回の訪問サービスを行った日の属する月に訪問サービスを行った場合又は当該訪問事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の訪問サービスを行った日の属する月に訪問サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1 月につき所定単位数を加算する。

(5) 生活機能向上連携加算 (I) 100 単位

注 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径 4 キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療

法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けられる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能向上を目的とした訪問個別サービス計画を作成（変更）すること。当該理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場において、又は ICT を活用した動画等により、利用者の状況を把握した上で助言を行うこと、を定期的に行うこと。

(6) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位

注 訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が訪問・通所リハビリテーションの一環として利用者の自宅を訪問する際に、サービス提供責任者が同行する等により共同して行ったアセスメント結果に基づき訪問個別サービス計画を策定した場合であって、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師と連携して訪問サービスを行ったときに、初回の訪問サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。

リハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師が訪問して行う場合も同様に加算する。

(7) 口腔連携強化加算 50 単位

注 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った訪問事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員（指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条第1項に規定する担当職員をいう。）、介護支援専門員（同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。）又は第一号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業をいう。）に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

(8) 介護職員等処遇改善加算

注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号。以下「基準告示」という。）第4号に規定する基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問事業所が、利用者に対し、訪問サービスを行った場合は、次のアからカまでに掲げる区分に従い、それぞれアからカまでに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1)から(7)までにより算定した単位数の1,000分の270に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1)から(7)までにより算定した単位数の1,000分の287に

相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1)から(7)までにより算定した単位数の1,000分の249に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1)から(7)までにより算定した単位数の1,000分の266に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(7)までにより算定した単位数の1,000分の207に相当する単位数

カ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1)から(7)までにより算定した単位数の1,000分の170に相当する単位数

2 訪問型サービスA費

(1) 訪問型サービスA費(Ⅰ) 1,061単位(1月につき)

(2) 訪問型サービスA費(Ⅱ) 2,118単位(1月につき)

(3) 訪問型サービスA費(Ⅲ) 3,362単位(1月につき)

注1 利用者に対して、訪問A事業所の従事者等(訪問A基準要綱第5条第1項に規定する従事者をいう。以下同じ。)が、訪問型サービスAを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

ア 訪問型サービスA費(Ⅰ) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週1回程度の訪問型サービスAが必要とされた者

イ 訪問型サービスA費(Ⅱ) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週2回程度の訪問型サービスAが必要とされた者

ウ 訪問型サービスA費(Ⅲ) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントによりイに掲げる回数の程度を超える訪問型サービスAが必要とされた者(その要支援状態区分が要介護基準省令第2条第1項第2号に掲げる区分である者又は退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながる場合等利用者の状態により、市長が必要と認める者に限る。)

注2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注4 訪問A事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは訪問A事業所と同一の建物(以下「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(訪問A事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)又は訪問A事業所における1月当たりの利用者が同一建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、訪問型サービスAを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、訪問A事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、

訪問型サービス A を行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 85 に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する訪問 A 事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（訪問 A 事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、訪問型サービス A を行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 88 に相当する単位数を算定する。

注 5 地域告示に規定する地域に所在する訪問 A 事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の従事者が訪問型サービス A を行った場合は、特別地域加算として、1 月につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注 6 中山間地域告示第 1 号に規定する地域に所在し、かつ、1 月当たり実利用者数が 5 人以下の訪問 A 事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の従事者が訪問型サービス A を行った場合は、1 月につき所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注 7 訪問 A 事業所の従事者が、中山間地域告示第 2 号に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、訪問型サービス A を行った場合は、1 月につき所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注 8 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問型サービス A 費は、算定しない。

(4) 初回加算 200 単位

注 訪問 A 事業所において、新規に訪問個別サービス計画（訪問 A 基準要綱第 20 条第 1 項に規定する個別サービス計画をいう。以下同じ。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の訪問型サービス A を行った日の属する月に訪問型サービス A を行った場合又は当該訪問 A 事業所のその他の従事者が初回若しくは初回の訪問型サービス A を行った日の属する月に訪問型サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1 月につき所定単位数を加算する。

(5) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100 単位

注 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径 4 キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けられる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成（変更）すること。当該理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場において、又は ICT を活用した動画等により、利用者の状況を把握した上で助言を行うこと、を定期的に行うこと。

(6) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200 単位

注 訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションを実施している事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が訪問・通所リハビリテーションの一環として利用者の自宅を訪問する際に、サービス提供責任者が同行する等により共同して行ったアセスメント結果に基づき訪問介護計画を策定した場合であって、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師と連携して訪問介護を行ったときに、初回の訪問型サービス A が行われた日の属する月以降 3 月の間、1 月につき所定単位数を加算する。

リハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径 4 キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師が訪問して行う場合も同様に加算する。

(7) 口腔連携強化加算 50 単位

注 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った訪問 A 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）第 2 条第 1 項に規定する担当職員をいう。）、介護支援専門員（同条第 2 項に規定する介護支援専門員をいう。）又は第一号介護予防支援事業（法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニに規定する第一号介護予防支援事業をいう。）に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1 月に 1 回に限り所定単位数を加算する。

(8) 介護職員等処遇改善加算

注 基準告示第 4 号に規定する基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問 A 事業所が、利用者に対し、訪問型サービス A を行った場合は、次のアからカまでに掲げる区分に従い、それぞれアからカまでに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ (1)から(7)までにより算定した単位数の 1,000 分の 270 に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ (1)から(7)までにより算定した単位数の 1,000 分の 287 に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ (1)から(7)までにより算定した単位数の 1,000 分の 249 に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ (1)から(7)までにより算定した単位数の 1,000 分の 266 に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）(1)から(7)までにより算定した単位数の 1,000 分の 207 に相当する単位数

カ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）(1)から(7)までにより算定した単位数の 1,000 分の 170 に相

当する単位数

(9) 自立支援強化・評価加算

注1 松江市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関する要綱(平成28年松江市告示第437号)第2条の規定による指定の申請を行い、同要綱第3条の規定による指定の通知を受けた訪問A事業所については、次のアからウまでに掲げる利用者の区分に応じ、1月につきそれぞれアからウまでに定める所定単位数を加算する。

ア 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週1回程度の訪問型サービスAが必要とされた要支援1、要支援2又は事業対象者 130単位

イ 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週2回程度の訪問型サービスAが必要とされた要支援2又は事業対象者 260単位

ウ 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週2回を超える程度の訪問型サービスAが必要とされた要支援2又は事業対象者 390単位

注2 注1の加算は、訪問A事業所が、次のアからエまでに掲げる基準のいずれかに適合する場合に限り、算定する。

ア 前年の1月1日から12月31日までの12月(令和4年度については、令和3年4月1日から12月31日までの9月)の間に、6月以上緩和型サービスを連続利用した者が3人以上の場合で、介護度が維持・改善された人数の割合が60%以上であること。

イ 前年の1月1日から12月31日までの12月(令和4年度については、令和3年4月1日から12月31日までの9月)の間に、6月以上緩和型サービスを連続利用した者が2人以下の場合で、介護度が維持・改善された人数が1人以上いること。

ウ 前年の1月1日から12月31日までの12月(令和4年度については、令和3年4月1日から12月31日までの9月)の間に、6月以上緩和型サービスを連続利用した者のうち、介護度が非該当又は事業対象外になった利用者が1人以上いること。

エ 新しく指定の通知を受けた事業所で、前年の1月1日から12月31日までの12月(令和4年度については、令和3年4月1日から12月31日までの9月)の間に、6月以上の評価期間を設定できないこと。

別表第2(第2条関係)

1 通所サービス費

(1) 通所サービス1費(1月につき) 1,798単位

(2) 通所サービス2費(1月につき) 3,621単位

注1 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(平成30年厚生労働省告示第78号)による改正前の厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労働省告示第96号)第71号の基準に適合しているものとして市長に届け出た指定通所サービス事業所(松江市介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業通所サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(平成28年松江市告示第439号。以下「通所基準要綱」という。)第5条第1項に規定する指定通所サービス事業所をいう。以下同じ。)におい

て、通所サービスを行った場合に、利用者の区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）若しくは介護職員の員数が、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成 12 年厚生労働省告示第 27 号。以下「通所介護費等算定方法」という。）第 15 号に規定する基準に該当する場合は、同号の規定の例により算定する。

ア 通所サービス 1 費（1 月につき） 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週 1 回程度の通所サービスが必要とされた要支援 1、要支援 2 又は事業対象者

イ 通所サービス 2 費（1 月につき） 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週 2 回程度の通所サービスが必要とされた要支援 2 又は事業対象者

注 2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注 3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未実施減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注 4 指定通所サービス事業所の従業者（通所基準要綱第 5 条第 1 項に規定する従業者をいう。以下同じ。）が、中山間地域告示第 2 号に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、通所サービスを行った場合は、1 月につき所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注 5 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所サービス費は、算定しない。

注 6 利用者が一の指定通所サービス事業所において通所サービスを受けている間は、当該指定通所サービス事業所以外の指定通所サービス事業所が通所サービスを行った場合に、通所サービス費は、算定しない。

注 7 利用者が一の指定通所サービス事業所において通所サービスを受けている間は、通所 A 事業所（松江市介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業通所型サービス A の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成 28 年松江市告示第 441 号。以下「通所基準 A 要綱」という。）第 5 条第 1 項に規定する通所 A 事業所をいう。以下同じ。）が通所型サービス A を行った場合に、通所型サービス A 費は、算定しない。

注 8 指定通所サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定通所サービス事業所と同一建物から当該指定通所サービス事業所に通う者に対し、通所サービスを行った場合は、1 月につき、次のア及びイに掲げる利用者の区分に応じ、それぞれア及びイに定める単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

ア 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週 1 回程度の通所サービスが必要とされた要支援 1、要支援 2 又は事業対象者 376 単位

イ 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週 2 回程度の通所サービスが必要とされた要支援 2 又は事業対象者 752 単位

注 9 利用者に対して、その居宅と指定通所サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき 47 単位 1(1)を算定している場合は 1 月につき 376 単位を、1(2)を算定している場合は 1 月につき 752 単位を限度とする。)を所定単位から減算する。ただし、注 8 を算定している場合は、この限りでない。

(3) 生活機能向上グループ活動加算 100 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1 月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

ア 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他指定通所サービス事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所個別サービス計画（通所基準要綱第 21 条第 1 項に規定する個別サービス計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

イ 通所個別サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを 1 週につき 1 回以上行っていること。

(4) 若年性認知症利用者受入加算 240 単位

注 基準告示第 18 号に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た指定通所サービス事業所において、若年性認知症利用者（政令第 2 条第 6 号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。）に対して通所サービスを行った場合は、1 月につき所定単位数を加算する。

(5) 栄養アセスメント加算 50 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定通所サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1 月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を 1 名以上配置していること。

イ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（(9)の注において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ウ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

エ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が基準告示のいずれにも該当しない指定通所サービス事業所であること。

(6) 栄養改善加算 200 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 当該事業所の職員として、又は、外部（他の介護事業所、医療機関、栄養ケアステーション）との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 通所介護費等算定方法第15号に規定する基準のいずれにも該当しない指定通所サービス事業所であること。

(7) 口腔機能向上加算

注 基準告示第20号に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び次号において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150 単位

イ 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160 単位

(8) 一体的サービス提供加算 480 単位

注 基準告示第109号に規定する基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用す

る方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届け出を行った指定通所サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、算定しない。

(9) サービス提供体制強化加算

注 基準告示第111号に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た指定通所サービス事業所が、利用者に対し、通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次のアからウまでに掲げる利用者の区分に応じて1月につきそれぞれアからウまでに定める所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

(ア) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週1回程度の通所サービスが必要とされた要支援1、要支援2又は事業対象者 88単位

(イ) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週2回程度の通所サービスが必要とされた要支援2又は事業対象者 176単位

イ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

(ア) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週1回程度の通所サービスが必要とされた要支援1、要支援2又は事業対象者 72単位

(イ) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週2回程度の通所サービスが必要とされた要支援2又は事業対象者 144単位

ウ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

(ア) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週1回程度の通所サービスが必要とされた要支援1、要支援2又は事業対象者 24単位

(イ) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週2回程度の通所サービスが必要とされた要支援2又は事業対象者 48単位

(10) 生活機能向上連携加算

注 基準告示第15号の2に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た指定通所サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、アについては、利用者の急性憎悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、イについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位

イ 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位

(11) 口腔・栄養スクリーニング加算

注 基準告示第 19 号の 2 に規定する基準に適合する指定通所サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1 回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

ア 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 20 単位

イ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5 単位

(12) 科学的介護推進体制加算 40 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定通所サービス事業所が、利用者に対し通所サービスを行った場合は、1 月につき所定単位数を加算する。

ア 利用者ごとの ADL 値 (ADL の評価に基づき測定した値をいう。)、栄養状態、口腔機能、認知症 (法第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症をいう。) の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

イ 必要に応じて通所個別サービス計画を見直すなど、通所サービスの提供に当たって、アに規定する情報その他通所サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

(13) 介護職員等処遇改善加算

注 1 基準告示第 24 号に規定する基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た通所サービス事業所 (利用定員が 19 人以上である場合に限る。) が、利用者に対し、通所サービスを行った場合は、次のアからカまでに掲げる区分に従い、それぞれアからカまでに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1)から(12)までにより算定した単位数の 1,000 分の 111 に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1)から(12)までにより算定した単位数の 1,000 分の 120 に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1)から(12)までにより算定した単位数の 1,000 分の 109 に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1)から(12)までにより算定した単位数の 1,000 分の 118 に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(12)までにより算定した単位数の 1,000 分の 99 に相当する単位数

カ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1)から(12)までにより算定した単位数の 1,000 分の 83 に相当する単位数

注 2 基準告示第 24 号に規定する基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているも

のとして市長に届け出た通所サービス事業所（利用定員が19人未満である場合に限る。）が、利用者に対し、通所サービスを行った場合は、次のアからカまでに掲げる区分に従い、それぞれアからカまでに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ（1）から（12）までにより算定した単位数の1,000分の117に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ（1）から（12）までにより算定した単位数の1,000分の127に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ（1）から（12）までにより算定した単位数の1,000分の115に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ（1）から（12）までにより算定した単位数の1,000分の125に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）（1）から（12）までにより算定した単位数の1,000分の105に相当する単位数

カ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）（1）から（12）までにより算定した単位数の1,000分の89に相当する単位数

2 通所型サービスA費

(1) 通所型サービスA1費（1月につき） 1,696単位

(2) 通所型サービスA2費（1月につき） 3,415単位

注1 通所A基準要綱第5条第1項の基準に適合しているものとして市長に届け出た指定通所型サービスA事業所において通所型サービスAを行った場合に、利用者の数又は従事者の員数が通所介護費等算定方法第15号に規定する基準に該当する場合は、同号の規定の例により算定する。同号中の「介護職員」とあるのは「従事者」と読み替えるものとする。

ア 通所型サービスA1費（1月につき） 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週1回程度の通所型サービスAが必要とされた要支援1、要支援2又は事業対象者

イ 通所型サービスA2費（1月につき） 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週2回程度の通所型サービスAが必要とされた要支援2又は事業対象者

注2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注4 通所A事業所の従事者等（通所A基準要綱第5条第1項の規定により置かれる従事者等をいう。以下同じ。）が、中山間地域告示第2号に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、通所型サービスAを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注5 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定

施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービス A 費は、算定しない。

注 6 利用者が一の通所 A 事業所において通所型サービス A を受けている間は、当該通所 A 事業所が通所サービスを行った場合に、通所サービス費は、算定しない。

注 7 通所 A 事業所と同一建物に居住する者又は通所 A 事業所と同一建物から当該通所 A 事業所に通う者に対し、通所型サービス A を行った場合は、1 月につき、次のア及びイに掲げる利用者の区分に応じ、それぞれア及びイに定める単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

ア 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週 1 回程度の通所型サービス A が必要とされた要支援 1、要支援 2 又は事業対象者 376 単位

イ 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週 2 回程度の通所型サービス A が必要とされた要支援 2 又は事業対象者 752 単位

注 8 利用者に対して、その居宅と指定通所型サービス A 事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき 47 単位 1(1)を算定している場合は 1 月につき 376 単位を、1(2)を算定している場合は 1 月につき 752 単位を限度とする。)を所定単位から減算する。ただし、注 8 を算定している場合は、この限りでない。

(3) 生活機能向上グループ活動加算 100 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て生活機能向上グループ活動サービスを行った場合は、1 月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

ア 通所 A 事業所の従業者等が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所個別サービス計画(通所基準 A 要綱第 19 条に規定する個別サービス計画をいう。以下この項において同じ。)を作成していること。

イ 通所個別サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを 1 週につき 1 回以上行っていること。

(4) 若年性認知症利用者受入加算 240 単位

注 基準告示第 18 号に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た通所 A 事業所において、若年性認知症利用者(政令第 2 条第 6 号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。)に対して指定通所型サービス A を行った場合は、1 月につき所定単位数を加算する。

(5) 栄養アセスメント加算 50 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た通所 A 事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1 月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を 1 名以上配置していること。

イ 利用者ごとに、管理栄養士及び従事者等（(7)の注において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ウ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

エ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が基準告示のいずれにも該当しない通所 A 事業所であること。

(6) 栄養改善加算 200 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て栄養改善サービスを行った場合は、1 月につき所定単位数を加算する。

ア 当該事業所の職員として、又は、外部（他の介護事業所、医療機関、栄養ケアステーション）との連携により管理栄養士を 1 名以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 通所介護費等算定方法第 15 号に規定する基準のいずれにも該当しない指定通所サービス事業所であること。

(7) 口腔機能向上加算

注 基準告示第 20 号に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び次号において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1 月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 口腔機能向上加算(Ⅰ) 150 単位

イ 口腔機能向上加算(Ⅱ) 160 単位

(8) 一体的サービス提供加算 480 単位

注 基準告示第 109 号に規定する基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届け出を行った指定通所型サービス A 事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1 月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、算定しない。

(9) サービス提供体制強化加算

注 基準告示第 111 号に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た通所 A 事業所が、利用者に対し、通所型サービス A を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次のアからウまでに掲げる利用者の区分に応じて 1 月につきそれぞれアからウまでに定める所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

(ア) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週 1 回程度の通所型サービス A が必要とされた要支援 1、要支援 2 又は事業対象者 88 単位

(イ) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週 2 回程度の通所型サービス A が必要とされた要支援 2 又は事業対象者 176 単位

イ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

(ア) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週 1 回程度の通所型サービス A が必要とされた要支援 1、要支援 2 又は事業対象者 72 単位

(イ) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週 2 回程度の通所型サービス A が必要とされた要支援 2 又は事業対象者 144 単位

ウ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

(ア) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週 1 回程度の通所型サービス A が必要とされた要支援 1、要支援 2 又は事業対象者 24 単位

(イ) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週 2 回程度の通所型サービス A が必要とされた要支援 2 又は事業対象者 48 単位

(10) 生活機能向上連携加算

注 基準告示第 15 号の 2 に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た通所 A 事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、アについては、利用者の急性憎悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き 3 月に 1 回を限度として、1 月につき、イについては 1 月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない

ア 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位

イ 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位

(11) 口腔・栄養スクリーニング加算

注 基準告示第 19 号の 2 に規定する基準に適合する通所 A 事業所の従業者が、利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1 回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

ア 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 20 単位

イ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5 単位

(12) 科学的介護推進体制加算 40 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た通所 A 事業所が、利用者に対し通所型サービス A を行った場合は、1 月につき所定単位数を加算する。

ア 利用者ごとの ADL 値 (ADL の評価に基づき測定した値をいう。)、栄養状態、口腔機能、認知症 (法第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症をいう。) の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

イ 必要に応じて通所個別サービス計画を見直すなど、通所型サービス A の提供に当たって、アに規定する情報その他通所型サービス A を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

(13) 介護職員等処遇改善加算

注 1 基準告示第 24 号に規定する基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た通所 A 事業所 (利用定員が 19 人以上である場合に限る。) が、利用者に対し、通所型サービス A を行った場合は、次のアからカまでに掲げる区分に従い、それぞれアからカまでに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1)から(12)までにより算定した単位数の 1,000 分の 111 に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1)から(12)までにより算定した単位数の 1,000 分の 120 に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1)から(12)までにより算定した単位数の 1,000 分の 109 に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1)から(12)までにより算定した単位数の 1,000 分の 118 に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(12)までにより算定した単位数の 1,000 分の 99 に相当する単位数

カ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1)から(12)までにより算定した単位数の1,000分の83に相当する単位数

注2 基準告示第24号に規定する基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た通所A事業所(利用定員が19人未満である場合に限る。)が、利用者に対し、通所型サービスAを行った場合は、次のアからカまでに掲げる区分に従い、それぞれアからカまでに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1)から(12)までにより算定した単位数の1,000分の117に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1)から(12)までにより算定した単位数の1,000分の127に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1)から(12)までにより算定した単位数の1,000分の115に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1)から(12)までにより算定した単位数の1,000分の125に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(12)までにより算定した単位数の1,000分の105に相当する単位数

カ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1)から(12)までにより算定した単位数の1,000分の89に相当する単位数

(14) 自立支援強化・評価加算

注1 松江市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関する要綱第2条の規定による指定の申請を行い、同要綱第3条の規定による指定の通知を受けた通所A事業所については、次のア又はイに掲げる利用者の区分に応じ、1月につきそれぞれア又はイに定める所定単位数を加算する。

ア 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週1回程度の通所型サービスAが必要とされた要支援1、要支援2又は事業対象者 130単位

イ 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週2回程度の通所型サービスAが必要とされた要支援2又は事業対象者 260単位

注2 注1の加算は、訪問A事業所が、次のアからエまでに掲げる基準のいずれかに適合する場合に限り、算定する。

ア 前年の1月1日から12月31日までの12月(令和4年度については、令和3年4月1日から12月31日までの9月)の間に、6月以上緩和型サービスを連続利用した者が3人以上の場合で、介護度が維持・改善された人数の割合が60%以上であること。

イ 前年の1月1日から12月31日までの12月(令和4年度については、令和3年4月1日から12月31日までの9月)の間に、6月以上緩和型サービスを連続利用した者が2人以下の場合で、介護度が維持・改善された人数が1人以上いること。

ウ 前年の1月1日から12月31日までの12月（令和4年度については、令和3年4月1日から12月31日までの9月）の間に、6月以上緩和型サービスを連続利用した者のうち、介護度が非該当又は事業対象外になった利用者が1人以上いること。

エ 新しく指定の通知を受けた事業所で、前年の1月1日から12月31日までの12月（令和4年度については、令和3年4月1日から12月31日までの9月）の間に、6月以上の評価期間を設定できないこと。